

告示

埼玉県告示第千三百五十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり廃止の届出があつた。

令和六年十二月二十七日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	所在地	廃止年月日
梅澤医院	加須市向川岸町四番六号	令和六年十月十日
河村クリニク	上尾市谷津一―六―二八	令和六年十月十九日
せきね耳鼻咽喉科クリニック	和光市本町六―五和光エイノビル四―C	令和六年十月三十一日
宮代皮膚科診療所	南埼玉郡宮代町百間五―一―三二	令和六年十月二十九日
新三郷駅前眼科	三郷市采女一―二三八―五	令和六年十月三十一日
八潮駅前眼科	八潮市大瀬一―一―三フレスポ八潮二階	令和六年十月三十一日
羽生中央歯科医院	羽生市中央三―四―七	令和六年十月三十一日

泊歯科医院	蓮田市西新宿六―二―二	令和六年十月三十一日
永田歯科医院	久喜市青葉五―二―三	令和六年十月三十一日
大島歯科診療所	久喜市本町二―四―八	令和六年十月三十一日
東榎本歯科医院	久喜市久喜東三―二―一〇	令和六年十月二十一日
くろさわ歯科 ベニバナウオーク桶川医院	桶川市下日出谷東二―一五―一ベニバナウオーク桶川一F	令和六年十月三十一日
井上歯科医院	新座市野火止一―一四―一七	令和六年十月三十一日
コスモス歯科	新座市馬場一―二―三三―二F	令和六年十月三十一日
大沢歯科医院	戸田市新曾九四二―三	令和六年十一月一日
東小川薬局	比企郡小川町東小川三―九―三	令和六年十月三十一日
くるみ薬局	児玉郡神川町元阿保三六〇―一	令和六年十月三十一日